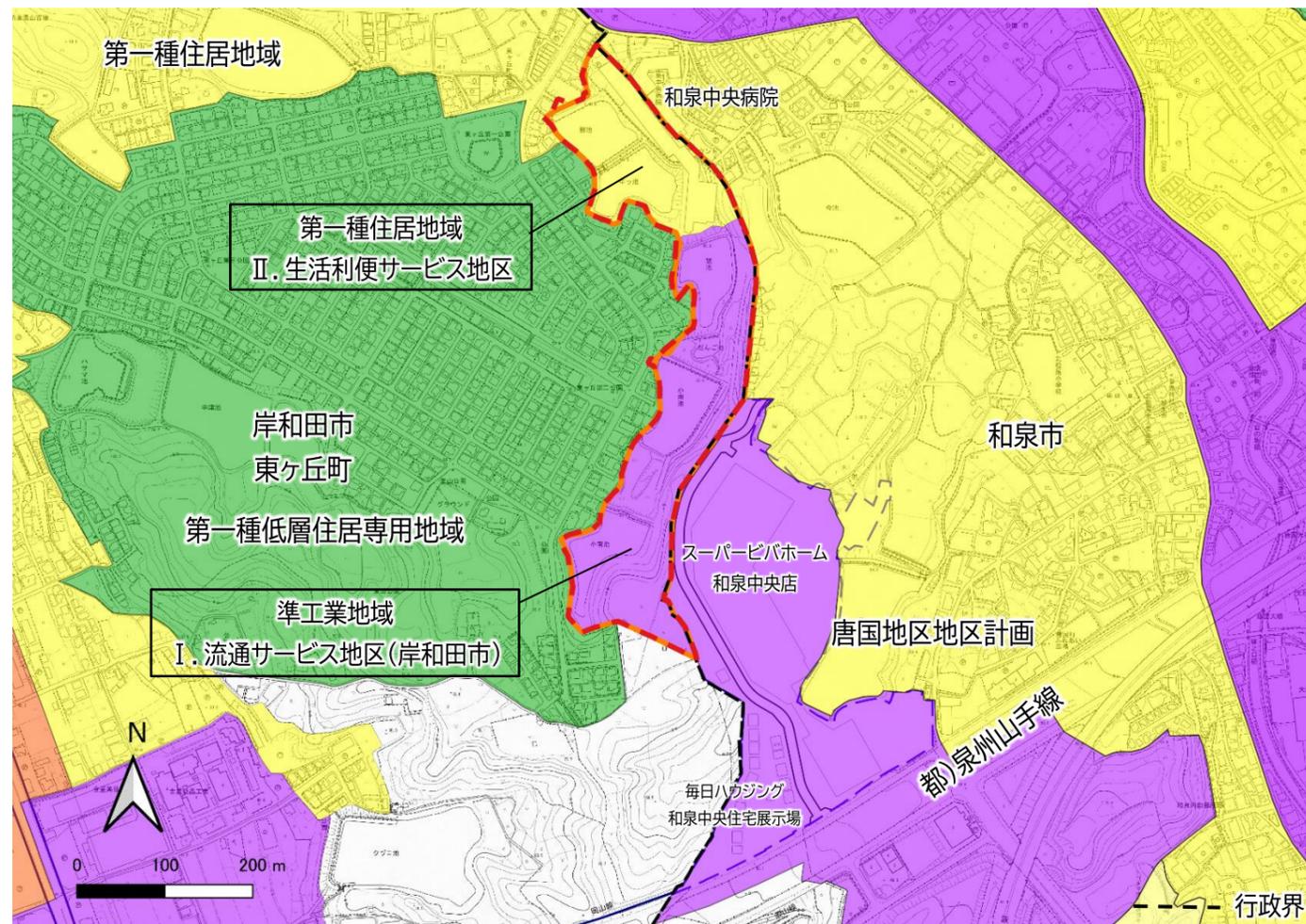


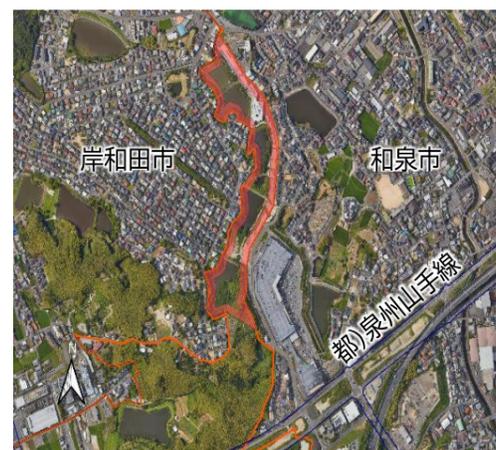
第9回線引き見直しについて（摩湯地区における都市計画案）

大阪府では、昭和45年に区域区分の当初決定が行われ、それ以降、概ね5年ごとに府内一斉に区域区分の見直しが実施されてきました。このたび大阪府は9回目となる見直しを令和7年度に実施するとし、岸和田市では「摩湯地区」を市街化区域に編入する方針とします。

1. 都市計画案 概要図【摩湯地区】

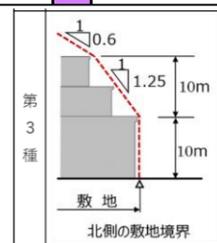


航空写真



区域区分		用途地域	高度地区	防火地域・準防火地域	地区計画
市街化区域 (今回編入)	約6.5ha	第一種住居地域	第3種※	準防火地域 (今回指定)	[Red dashed box]
		準工業地域	無指定 [地区計画で 高さを規定]		
現行 市街化区域	界線整理 約0.01ha	第一種低層住居 専用地域 ↓ 準工業地域	第1種 ↓ 無指定 [地区計画で 高さを規定]	建築基準法22条 ↓ 準防火地域	

市街化区域に編入されると
 ・土地、家屋ともに都市計画税が課税されるようになります。
 ・土地について、税額の計算方法が変更されるため、固定資産税の額が上昇します。
 ・公共下水道事業によって下水道の整備が行われる場合には、農地（生産緑地を除く）にも、公共樹を設置することとなり、受益者負担金が発生します。



※高度地区
 北側敷地境界線からの距離に応じ建築物の高さの限度を定める高度地区を指定しています。
 高度地区第3種は、北側の隣地境界の10mの高さから左図のとおり斜線が掛かります。

2. 地区計画の方針

地区計画を定めることで地区の現状を踏まえ周辺環境にも配慮した、きめ細やかなまちづくりを推進します。
 なお今回は隣接する和泉市における唐国地区と一体的土地利用を行うことで土地利用の高度化が図られ、泉州山手線の沿道活性化につながることから、唐国地区とあわせて地区計画区域の設定を行うものです。

名称	唐国地区・摩湯地区地区計画	
位置	岸和田市摩湯町及び三田町地内	
面積	約6.5ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、和泉市中央丘陵部の西端部と岸和田市の住宅・産業共存地区の東端部を含む行政界を跨ぐ位置にあり、また都市計画道路泉州山手線と唐国久井線との結節点にある交通の要所であるとともに、近隣のトリヴェール和泉西部地区の研究開発地域、テクノステージ和泉の多様な産業が集積された産業地域及び阪和自動車道岸和田和泉インターチェンジ等に至近なことから、これらの立地条件を活かした流通・商業施設の集積が見込まれる地域である。</p> <p>このため、良好な都市基盤施設の整備とあわせ、建築物等の適切な規制・誘導を行い、周辺市街地環境と調和した緑豊かな環境に優しい流通・商業施設を中心とする市街地の形成を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>都市計画道路泉州山手線沿道は商業機能、その後背地においては流通機能及び生活利便施設を計画的に誘導し、配置する。また、周辺地域に配慮し、地区を南北に縦断する道路を計画するとともに、地区内に緩衝機能となる緑地の配置や既存のため池の活用を行う。</p> <p>雨水排水施設として調整池等を適切に配置する。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>1. 道路 地区への出入口となる主要道路は、都市計画道路泉州山手線と地区北部に隣接する住宅地を結ぶ計画とし、地区施設として整備する。</p> <p>2. 緑地 隣接する農業用ため池の保全と一体的に計画する緑地や周辺市街地環境に対して緩衝帯となるような緑地を地区施設として整備する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>周辺環境と調和した緑豊かで環境に優しい流通・商業施設の立地する市街地の形成を図るため、建築物等の用途の制限、形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造等に留意して整備を行う。</p>

3. 建築物等に関する制限

地区施設の配置及び規模		1号緑地：面積約 2,000 m ²		
地区の区分		I. 流通サービス地区（岸和田市）	II. 生活利便サービス地区	
		面積 約 4.3ha	約 2.2ha	
地区整備計画	住宅	・住宅、共同住宅	× 流通業務施設を誘導するため制限	× 生活利便施設を誘導するため制限
		・寄宿舍又は下宿	× 流通業務施設を誘導するため制限（ただし、流通業務施設の内部にその業を営む者が主としてその従業者の一時的な宿泊の用に供するために設置するもので、住戸又は住室の数が3以内のものは立地可）	× 生活利便施設を誘導するため制限（ただし、医療従事者等が一時的な宿泊の用に供するために設置するものは立地可）
	店舗・事務所	・店舗等	○ 立地可	
		・事務所		
	宿泊	・ホテル又は旅館	○ 立地可（ただし、床面積が3,000 m ² を超えるものを除く）	
	遊技場・風俗施設	・ボウリング場、スケート場、水泳場などの運動施設		× 周辺の住環境に配慮し、流通業務施設を誘導するため制限
		・映画館・劇場・演芸場・観覧場	× 周辺の住環境に配慮し、流通業務施設を誘導するため制限	
		・カラオケボックス		
		・マージャン屋、ぱちんこ屋等		
	・キャバレー、ナイトクラブ等			
	学校・公共施設・病院等	・自動車教習所	× 周辺の住環境に配慮し、流通業務施設を誘導するため制限	× 周辺の住環境に配慮し制限
		・小中学校・高等学校		
		・幼稚園・大学・各種学校等	○ 立地可	
		・図書館・博物館		
		・診療所・保育所・公衆浴場等		
・病院				
・老人ホーム、福祉ホーム等	× 周辺の住環境に配慮し、流通業務施設を誘導するため制限			
倉庫・工場等	・畜舎	× 周辺の住環境に配慮し、流通業務施設を誘導するため制限	× 周辺の住環境に配慮し制限（ただし、床面積 3,000 m ² 以下のペットショップ又は動物病院に附属するものは立地可）	
	・倉庫、倉庫業倉庫	○ 流通業に資するため、立地可（ただし、周辺環境に配慮し、使用済み自動車の再資源化に関する法律に規定する引取業、フロン類回収業、解体業、破砕業、特定家庭用機器再商品化法に規定する再商品化等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物の収集運搬業の用に供する積替え保管、統計法に規定する石油製品・石炭製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業（以下「引取業等」という）の用に供する建築物を除く）	× 用途地域による制限	
	・工場	○ 原動機を使用する場合は作業場の床面積が150 m ² 以下など商業地域で立地できる工場及び流通業務施設における金属板、金属線又は紙の切断、木材の引割りその他これらに類する物資の流過程における簡易な加工の事業に供する工場は、立地可（ただし、周辺環境に配慮し、引取業等の用に供する工場を除く）	× 生活利便施設を誘導するため制限	
	・火薬、石油類・ガス等の貯蔵・処理	× 周辺の住環境に配慮し、流通業務施設を誘導するため制限（ただし、商業地域で立地できる量の施設は立地可）	○ 立地可（ただし、床面積が3,000 m ² を超えるものを除く）	
建築物の敷地面積の最低限度		1,000 m ²	500 m ²	
壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から地区境界線又は流通サービス地区と生活利便サービス地区との境界線までの距離は6m、道路境界線までの距離は3mとし、計画図に表示するとおりとする。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から地区境界線までの距離は3mとし、計画図に表示するとおりとする。	
建築物等の高さの最高限度		30m ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、塔屋、屋窓、その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さが5mまでは当該建築物の高さに算入しない。 また、計画図に表示する地区境界線又は流通サービス地区と生活利便サービス地区との境界線から10mにおいては15m、道路境界線から10mにおいては12mを超えてはならない。	—	
建築物等の形態又は意匠の制限		1. 建築物、看板の形態及び意匠については、優れた都市景観の形成に寄与するとともに、道路に面する部分に緑地帯を配置し、周辺環境に調和したものとする。 2. 敷地内に設置する広告物又は看板については自己用（地区内施設の案内板及び公益上必要なものは除く。）のみとし、点滅式の照明は使用してはならない。 3. 建築物屋上に広告物又は看板を設置してはならない。		
建築物の緑化率の最低限度		2.0/10 岸和田市域内の敷地のみを対象とし、緑地面積の緑化率算入を可とする。また緑地は周辺地域に配慮して配置するものとする。	1.0/10	
かき又はさくの構造の制限		計画図に表示する道路に面する敷地の部分で壁面制限区域に、かき又はさを設置する場合は、フェンス等透視可能なものとし（門扉、門柱、門柱の袖壁を除く。）、道路境界線から1m以上後退しなければならない。また、後退した空地は低木等により緑化を施すものとする。	—	